

災害発生時等の臨時休園等に係る対応方針

自然災害の発生等により、即座に閉園（休園）しなければ施設運営の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、以下の対応方針に従い、保育施設を臨時に閉園（休園）することができます。

ただし、園児の安全を確保し連絡が可能となった時点で、速やかに札幌市子ども未来局へ報告するとともに、施設の安全が確認され次第、速やかに開園してください。

（この対応方針は、停電等により子ども未来局に確認が取れない場合や、確認する時間的余裕がない場合の、例外的な対応としてお示しするものです。）

施設所在地に 避難情報等が発令 されたとき				
	発令	施設所在区内に発令される避難情報等		対応
開園 時間内	札幌市	高齢者等避難	(警戒レベル3)	閉園 保護者へお迎えの依頼
		避難指示	(警戒レベル4)	
		緊急安全確保	(警戒レベル5)	
	気象庁	特別警報／危険警報 上記避難情報が発令されている場合は、そちらに従う		
開園 時間外	札幌市	高齢者等避難	(警戒レベル3)	休園 開園時間外のうちに解除された場合は(※)へ。
		避難指示	(警戒レベル4)	
		緊急安全確保	(警戒レベル5)	
	気象庁	特別警報／危険警報		

(※) 施設所在地の 避難情報等が解除 されたとき
施設長が災害の規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を把握して、園児の受け入れ（保育）が可能かを判断し、 <u>保育が可能な場合は速やかに開園することとし、保護者に情報提供すること。</u>

札幌市内で 震度5弱以上の地震が発生 したとき			
開園 時間内	閉園	施設の安全が確認できず、保育が継続できないと判断した場合は閉園とし、保護者へお迎えを依頼する。	上記(※)同様、 <u>保育が可能となった場合は速やかに開園することとし、保護者に情報提供すること。</u>
開園 時間外	休園	安全に保育を提供する体制が開園時間までに整えられないと判断した場合は、休園とする。	

- 施設長が災害の規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を把握したうえで、状況に応じて臨機応変な対応をお願いいたします。
- 大雪注意報・警報や公共交通機関の運休のみを理由とした閉園・休園は認められません。ただし、雪害による園舎の倒壊等により安全な保育の提供が不能であることが明らかな場合は、各施設の判断による閉園・休園を可能とします。